

令和4年度  
長野県国民健康保険団体連合会  
定例理事会議事録

1 日 時

令和4年11月21日(月)  
午後1時30分から

2 場 所

長野市西長野加茂北  
長野県自治会館 2階大会議室

3 出 席 者

理 事 16名

監 事 3名

(別紙参照)

## 4 議 題

### 議決事項

- 議案第1号 令和5年度長野県国民健康保険団体連合会予算編成基本方針（案）について
- 議案第2号 令和4年度一般会計歳入歳出補正予算（第3回）について
- 議案第3号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2回）について
- 議案第4号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2回）について
- 議案第5号 人事に関する規則の一部改正について
- 議案第6号 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について

### 協議事項

令和4年度前半事業の実施状況と後半事業の実施計画

## 5 議 事 内 容

開 会 午後1時25分

開 会 事務局

理事長あいさつ 理事長  
別紙のとおり

定 足 数 報 告 事務局

本会規約第32条による定足数を報告いたします。

現員理事数 16名

出席理事数 6名

書面表決理事数 10名（規約第35条）

代理出席者数 4名

従いまして、本日の理事会は成立いたしました。

議 長 選 任 事務局

続いて議長の選任でございますが、理事会の議長は、本会規約第 41 条の規定により、理事長が議事を主宰することとなっておりますので、藤澤理事長にお願いいたします。

議 長

規約の規定によりまして、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

議事に先立ちまして、議事録の署名人を、慣例に従いまして議長からご指名を申し上げます。

中 川 村 長  
長野県国保直診医師会長

宮下 健彦 様  
伊藤 一人 様

のお二人をお願いをいたします。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

初めに、1 頁、議案第 1 号「令和 5 年度長野県国民健康保険団体連合会予算編成基本方針（案）」について、事務局から説明願います。

事 務 局

議案第 1 号 令和 5 年度長野県国民健康保険団体連合会予算編成基本方針（案）  
について

〈 説 明 〉 事務局 議案書 1 頁～2 頁のとおり

議 長

只今の説明に対し、ご質疑、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

< 発言なし >

議 長

特にご意見がなければ、原案どおりご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

## 議 長

ご異議ないものと認め、議案第1号「令和5年度長野県国保連合会予算編成基本方針(案)」について、原案どおり決定することといたします。

次に、3頁、議案第2号「令和4年度一般会計歳入歳出補正予算(第3回)について」から、議案第6号「職員の育児休業等に関する規則の一部改正について」までを、一括議題といたします。

事務局から説明願います。

## 事 務 局

議案第2号 令和4年度 一般会計歳入歳出補正予算(第3回)について  
議案第3号 令和4年度 診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)歳入歳出補正予算  
(第2回)について  
議案第4号 令和4年度 後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入  
歳出補正予算(第2回)について

《 説 明 》 事務局 議案書3頁～13頁のとおり

議案第5号 人事に関する規則の一部改正について  
議案第6号 職員の育児休業等に関する規則の一部改正について

《 説 明 》 事務局 議案書14頁～36頁のとおり

## 議 長

只今の説明に対し、ご質疑、ご意見等ございましたらご発言をお願いします。

<発言なし>

## 議 長

特にご意見がなければ、原案どおりご承認いただくこととしてよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

## 議 長

ご異議ないものと認め、議案第2号「令和4年度一般会計歳入歳出補正予算(第3回)」から、議案第6号「職員の育児休業等に関する規則の一部改正」までを原案どおり決定することといたします。

続いて協議事項に入ります。本冊の37頁、「令和4年度前半事業の実施状況」および「令和4年度後半事業の実施計画」について、事務局から説明願います。

## 事務局

令和4度前半事業の実施状況と後半事業の実施計画について

《 説 明 》 事務局 議案書 37頁～97頁のとおり

## 議長

只今の説明に対し、ご質疑、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。

<発言なし>

## 議長

以上をもちまして、本日子定しておりました議決事項、協議事項は全て終了しました。

議事録は事務局で整備のうえ、後日、議事録署名人に署名をお願いすることとします。

なお、議事録につきましては、「理事会議事録の作成及び公表要領」に基づき、本会ホームページに掲載させていただきますのでご承知おきください。

## 議長

そのほか、事務局から何かありますでしょうか。

## 事務局

その他

《 説 明 》 事務局

連合会職員の給与規則の改正について

国保総合システム次期更改 国庫補助について

令和5年度手数料等の引上げについて

事務局より3点ほどお願いがございます。1点目は、連合会職員の給与規則の改正についてでございます。令和4年度の給与改定については、先日、県人事委員会勧告が出されました。県等の状況をみて連合会の給与改定も進めていきたいと考えております。

本来ですと、理事会の招集を致しまして、ご審議をいただくところでございますが、書面による臨時理事会の開催を考えております。あらかじめその点についてご承引をいただきたいと思います。

2点目は、国保総合システムの令和6年度更改の国庫補助についてご報告させていただきます。今年度の理事会、総会のなかで幾度か説明させていただきましたが、国保総合システムの令和6年度更改のための令和5年度国庫補助確保を求めまして、全国の国

保連合会・国保中央会が地方団体等に要請を行って参りました。理事長あいさつでもありましたとおり、この度、令和4年度の第二次補正予算に前倒しして、要求額の57億円満額が計上されたところでございます。臨時国会での早期成立を待つまでとなったところですが、改めまして皆様方のお取組みに感謝を申し上げますところでございます。今後は、国保中央会と連携してシステム更改に取り組んで参りますので引き続きご支援いただきますようお願い申し上げます。

3点目は、令和5年度の手数料等引上げについてご説明します。昨年11月の理事会、幹事会のなかで令和5年度の手数料単価の見直しを行いたいと説明をさせていただいております。その後、令和4年4月の主管課長会議で単価をお示しさせていただき、11月2日開催の幹事会のなかで、最終的な単価案を説明させていただいたところです。

本日は、幹事会のなかで示しました資料により、理事、監事様にご説明させていただきます。なお、来年2月の理事会、総会に事業計画及び予算と併せまして手数料単価の引上げについてもお諮りして参りますのでよろしくお願いいたします。

お手元のその他資料によりご説明します。国保保険者皆様方に、来年度から引上げをお願いしたい手数料は、診療報酬審査支払手数料、共同処理事業の各種通知作成費用、第三者行為損害賠償求償事務共同事業手数料の3点になります。

各手数料の引上げ理由と引上げ額について、ご説明させていただきます。

資料1頁の診療報酬審査支払手数料でございますが、本会の財政状況については高齢化及び被用者保険適用拡大に伴う国保からの転出により被保険者数が減少しており、それに伴い取扱件数の減少、手数料収入が減少しているという状況でございます。また、国保総合システムのクラウド化に伴う機器更改及び共同利用機能開発のため、国保中央会へ納付する国保総合システム開発負担金が新設され、その他にも国保総合システム負担金が令和6年度から大幅に引上げられることとなっております。本会としては経費削減の取組み、保有している積立金の取崩しを行います。この対応のみでは財政的に厳しい状況のため、令和5年度より手数料単価の引上げをお願いしたいところでございます。

診療報酬審査支払手数料の推移ですが、令和2年度では取扱件数の減少に伴う手数料収入減のため、手数料単価の引上げをさせていただいたところでございますが、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え等の影響により想定していた手数料収入が確保できていない状況でございます。

被保険者数及び取扱レセプト件数（給付費分）の見込でございますが、今後更なる高齢化や被用者保険適用拡大から被保険者数が減少していくことを見込んでおります。これに伴いレセプト件数が減少し、結果として審査支払手数料等が年々減収となると考えております。

2頁では引上げ理由を記載させていただいておりますが、本会が国保中央会へ納付するシステム関係負担金の状況をご覧ください。現時点での見込みではございますが、国保・後期高齢者分合わせた金額となっております。合計欄でございますが、ご覧のとおり令和4年度から大幅に負担金が増加しております。また、令和6年度からは機器更改

に伴うクラウド化により国保総合システム負担金の単価引上げ、レセプトオンライン負担金、KDBシステム負担金の単価も引上げられます。これらの負担金につきましては、先ほどお話ししました国庫補助が要求通り認められることを前提にして、国保中央会で積算しておりますので、金額の大きな変更はないと考えているところでございます。

2(2)には、国保総合システムに係る負担金のうち国保分を抜粋したものを掲載してございます。

国保総合システム開発負担金は、新たな負担金として令和4年度から4年間負担することとされております。総額で約5億円となりますが、こちらは本会の減価償却引当資産を取崩して対応をしたいと考えております。

国保総合システム負担金でございますが、令和6年度以降の負担金単価が現在の5倍以上とされるために、現在の手数料単価では対応は難しいと考えており、この増額分につきまして、一部を本会で保有する会務運営準備積立資産を取崩して対応しますが、不足する分については審査支払手数料の引上げで対応させていただきたいと考えております。また、手数料収入の減少に伴いまして次々期の機器更改費用の積立ても十分に行えないことが想定されているため、手数料の引上げをお願いせざるを得ないと考えております。

各種システムの更改状況でございますが、国保総合システム関連以外にも多くのシステム更改が予定されており、こちらにも経費が掛かるものと考えております。

4頁には本会の経費削減に向けた取組みを記載させていただいております。3点ございますが、1つ目は本会組織の見直しでございます。取扱件数が減少しておりますが一方で医療DX推進に伴うマイナ保険証への対応、予防接種費用の収納支払業務の受託等新たに対応が必要となる業務が発生することから、今後職員の定年延長を踏まえながら組織の見直しを図って参りたいと考えております。また、2つ目のテレビ会議等システムを活用した出張旅費等の削減、3つ目の郵便料の削減等によりコスト削減に努めて参りたいと考えております。

手数料収入が減るなか、今後業務効率化に取り組みまして更なる経費削減に取り組んで参りますが、この対応のみでは厳しい状況であります。つきましては、手数料単価(案)のとおり令和5年度に引上げをお願いしたいところでございます。こちらの案については、4月開催の国保主管課長会議の場でお示しした額と同額となっております。また、本日の資料にはございませんが、後期高齢者医療分の診療報酬審査支払手数料についても国保同様に5円引上げた67円をお願いすることとしております。

その他として、本会手数料単価については、国が示しました通知に基づき処理を行うことを記載しております。2つ目は、本日の定例理事会で説明を行い必要な規則改正等は令和5年2月の定例理事会、通常総会に諮りたいとするものです。3つ目には改定後の各種手数料については様々なことを勘案しながら検証したうえで必要に応じて見直しを行っていくというものでございます。

続きまして、6頁の国保保険者事務電算共同処理事業における手数料の引上げについてでございます。国保保険者の皆様方から受託しております特別業務におきまして、作

成要件の見直し等から手数料の引上げをお願いしたいものでございます。医療費通知、後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知それぞれ記載の理由により、医療費通知作成業務手数料を封書1通につき100円以内、後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知作成業務圧着ハガキ1通につき70円以内へと引上げたいとするものでございます。後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知作成業務収支状況を掲載させていただいておりますが、作成枚数の減少に伴い現在の単価では経費が賄えない状況となっておりますことをお示しさせていただいております。

7頁をご覧ください。第三者行為損害賠償求償事務共同事業手数料の引上げについてでございます。前段では、本会が行っております第三者行為損害賠償求償事務の業務内容とそれに係る経費の負担方法をまとめてございます。現在手数料は求償実績額の1%を負担していただいておりますが、1%では求償事務に係る一部しか賄えていない状況でございます。つきましては、記載の引上げ理由により、1%から3%への引上げをお願いしたいとするものでございます。下段に関東甲信静地区の手数料状況を掲載しておりますが本県の1%は非常に低い率でございます、この点も含めご理解いただきたいと思っております。

最後に、全国国保連合会の審査支払手数料単価をまとめてあります。後ほどご確認いただければと思いますが、全国的に単価の引上げが行われている状況でございます。

以上、来年度手数料等単価の引上げについてご説明をさせていただきました。それぞれ、財政状況が大変厳しいと存じますが手数料の引上げについてご理解いただきたくお願い申し上げます。

その他について、3点ご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

## 議 長

只今の説明に対し、ご質疑、ご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

<発言なし>

## 議 長

よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、本日の議題をすべて終了といたします。ご協力ありがとうございました。

閉 会 午後2時42分

(別紙)

## 理事長招集あいさつ

開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は定例理事会を開催いたしましたところ、理事・監事の皆様方には公務ご多用の中、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

また、日頃より国民健康保険事業の運営にあたりまして、多大なご尽力をいただいておりますとともに、本会事業運営につきましても、格別のご理解、ご協力をいただきまして重ねてお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関する状況ですが、再び全国的に感染が拡大する状況となっています。これから冬に向かう訳ですが、空気が乾燥する冬場は、更なる感染拡大が懸念されますし、インフルエンザとの同時流行も心配です。感染防止に向けて一層気を引き締めていかなければならないと思います。

さて、最近の国保連合会を取り巻く状況ですが、国におきましては、医療分野のデジタル化を進めるため、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化等、診療報酬改定D Xの3本を柱に医療D Xを進めることとしております。

また、厚労省の社会保障審議会医療保険部会では、「オンライン資格確認」を普及させるため、令和5年4月から医療機関等でのシステム導入の原則義務化のほか、河野デジタル相より、現行の健康保険証を令和6年秋に廃止し、マイナンバーカードを代わりに使う「マイナ保険証」に一本化するとの方針が示されました。本会におきましても、本会基幹業務であります診療報酬明細書の審査支払業務では、コンピュータチェックルールの全国統一、国保総合システム全体をクラウド化するなど政府の意向に沿った更改内容へ見直しを図っており、的確な対応が求められております。この国保総合システムのクラウド化におきましては、国保中央会、国保連合会では、次期更改における財源確保を図るべく要望活動を行ってきたところであり、各方面よりご心配いただいたところではありますが、このたびの国第二次補正予算案に全額盛り込まれましたのでご報告いたします。皆様にはそれぞれのお立場でお取り組みをいただきありがとうございます。

その他の業務につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防接種等費用の支払いやKDBシステムの活用支援、令和5年4月より新たに「新生児聴覚検査料収納支払事務」を受託するなど、多分野にわたる業務への対応も求められており、保険者の共同体としての役割を強く認識し、適切に事業を実施してまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願いする次第でございます。

さて、本日は、令和5年度予算編成基本方針案 並びに令和4年度前半の事業実施状況と、後半の事業実施計画等について、ご審議いただくこととしております。充分ご審議の上、適切にご決定をお願いいたしまして、簡単でございますが招集の挨拶とさせていただきます。

## 定例理事会出席者名簿

R04.11.21

役職名	氏名	公職名	書面参加	備考
理事長	藤澤泰彦	生坂村長		
副理事長	牛越徹	大町市長	○	
副理事長	富井俊雄	野沢温泉村長		
常務理事	濱村圭一			
理事	藤巻進	軽井沢町長	○	
理事	羽田健一郎	長和町長	○	
理事	名取重治	富士見町長	○	住民福祉課長 小松 宏
理事	宮下健彦	中川村長		
理事	佐藤健	飯田市長	○	国保係長 吉沢 浩亮
理事	奥原秀一	木祖村長	○	
理事	太田寛	安曇野市長	○	保健医療部長 吉田 美千代
理事	三木正夫	須坂市長	○	健康づくり課長 牧 厚子
理事	横川正知	信濃町長		
理事	竹重王仁	医師国保組合 理事長	○	
理事	花岡幸一	建設国保組合 理事長	○	
理事	伊藤一人	長野県国保 直診医師会長		
監事	中島則保	南相木村長	—	
監事	江沢岸生	飯山市長	—	国保年金係長 松永 佳子
監事	今井竜五	岡谷市長	—	医療保険課長 小松 久志

以下この会議の正確を証するため、ここに署名する。

議長（理事長）

生 坂 村 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者

中 川 村 長 \_\_\_\_\_ 印

長野県国保直診医師会長 \_\_\_\_\_ 印